資料１

# 第二種交付金の額及び第二種負担金の額等の認可申請の概要について

## １　第二種交付金の額について

第二種適格事業者：

NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社、株式会社 ZTV

| | | |
|---|---|---|
| NTT 東 | 特別支援区域 | ６５１，５９８，１２１円 |
| NTT 西 | 特別支援区域 | ５７６，７２０，４０８円 |
| ZTV | 特別支援区域 | １，８６４，３８９円 |
| | 計 | １，２３０，１８２，９１８円 |

## ２　算定等規則第３条の特別許可について

### （１） 許可を受けたい事項

令和９年度においては第二号算定等規則によらず、

① 第二種負担金の徴収は１回限りとするとともに、

② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和９年３月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

### （２）許可を受けたい理由

①について、

算定等規則第 24 条第１項のとおり毎月徴収するとすれば、１年間で約 2,575 百万円を徴収することになり、これは令和９年度の交付金及び事務費の合計額（約 1,166 百万円）の約２倍である。今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、将来の受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえない。また、負担事業者のコストの観点から年１回とすることが望ましい。

②について、

通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和８年度末とすることが望ましい。

## 3　申請回線単価について

6円／回線

$$\frac{\text{第二種支援業務見込費用（1,165,803,829円）}}{\text{合計算定対象回線数（214,554,361回線）}}$$

## 4　第二種負担金の額について

令和8年度の申請単価　6円／回線　×　令和9年3月末における当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象回線数